

<h1 style="font-size: 2em;">「NO!監視」ニュース</h1>	<p>第二六号</p>	<h2 style="font-size: 1.2em;">監視社会を拒否する会</h2> <p>共同代表 伊藤成彦・田島泰彦 福島 至・村井敏邦</p> <p>連絡先 〒164-0001 東京都中野区中野 5-32-11-504 Tel 03-5380-2931 Fax 020-4665-3089</p>
--	-------------	--

**Nシステム・監視カメラ・携帯電話等の履歴を
 利用した市民監視体制の強化に反対しよう**

**全国各地の「防犯カメラ」の設置場所の把握を
 都道府県警察に指示 —警察庁『通達』(4月7日)—**

警察庁は4月7日、全国の都道府県警察に対して、「初動捜査の高度化による客観的証拠等の収集の徹底等について」という『通達』を出しました。そこでは、①自動車ナンバー自動読取システム(Nシステム)の計画的な増設、②全国各地の自治体や民間事業者等の「防犯カメラ」の設置場所・設置状況の把握、③犯罪捜査における携帯電話等の通話履歴・預貯金口座の取引履歴等とそれ以外の「日常生活で利用される各種ツール」の使用履歴等の把握、を行うこととされています。(4月19日付「東京新聞」夕刊 2頁参照)

警察は、この『通達』を、足利事件の「再発防止」を口実にして「客観的証拠の収集」のためと押しだしています。しかし、足利事件において無実の菅家利和さんに「自白」を強要し犯人にしたあげた警察が、それを反省しないどころか、①②③のようなプライバシー侵害を意に介しないかたちで「客観的証拠の収集の徹底」をはかることは、まさに市民監視を強化するものであり、看過することはできません。

目次

	追悼 北野弘久 先生 5
日本郵政が約1万8000の郵便局に設置した監視カメラを撤去 6
〔監視社会研究会の報告〕 納税者番号、社会保障番号制度導入の危険性 7
石村耕治さん 7
IDトラブルー日本の国家識別システムと主体の構築 7
小笠原みどりさん 15

全国の「防犯カメラ」を「警察の目」に

これまで警察は、事件発生後に、現場周辺の「防犯カメラ」の設置場所を把握し、画像を入手するのが通例でした。ところがこの『通達』において警察庁は、都道府県警察に対し

て、事件発生とかかわりなくあらかじめ全国各地の「防犯カメラ」の設置場所・設置状況（設置方法・性能・画像の保存期間等）を把握し、そのデータを「情報分析支援システム」（C I S I C A T S）に登録するよう指示しました。設置主体も設置目的も異なる全国の監視カメラの設置情報を全面的に把握してコンピュータにその記録を入力・蓄積し、他の「犯罪情報」と組み合わせ、犯罪捜査に活用するというのです。

事件や事件まがいのことが起きたら、警察官が現場周辺や関係があるとみなした地域に急行し、自治体や企業や個人の「協力」を得て監視カメラの録画面像をただちに入手する。このくりかえしをつうじて警察は、事件発生とかかわりなく、日常的に、町じゅうの監視カメラの録画面像を見たり入手することを狙っているにちがいないありません。実際、政府は、全国の鉄道会社に対して、「犯罪や事故発生」と関係なく、「テロ対策」の名のもとに、巡回の警察官が駅に設置された監視カメラの録画面像を定期的に点検し見るこ

とへの協力を求めているのです（*1）。

公共空間を通行する市民を撮影した町じゅうの監視カメラの画像が警察のもとに送信される——これはなんら未来の監視社会のことではありません。警視庁は現在、町じゅうの監視カメラが撮影したすべての顔画像を警視庁にリアルタイムで送信し、「テロリストや指名手配犯等」のデータベースと自動照合して、「ヒット」すれば、最寄りの警察官が急行するというとんでもない計画を進めています。今年度中にも、都内3カ所のモデル地区（品川警察署管内・東京空港警察署管内・丸の内警察署管内）で試験運用を画策しているのです（「3次元顔形状データベース自動照合システム」「10年後の東京」への実行プログラム2010）。警察が、動向を把握したい人物のデータをデータベースに登録すれば、その人物が「いま・どこを・移動しているか」を



瞬時に把握することができる。まさにこのシステムは、町じゅうの監視カメラを警察の目として活用した「人間システム」に他なりません。今回の『到達』において警察庁が都道府県警察に対して各地の監視カメラの設置情報を

把握するように指示したことは、まさにこのようなシステムを導入するための第一歩なのではないでしょうか。

(*1) 「NO・監視」ニュース第11号参照)

警察による市民の日常生活の把握

また警察庁はこの『通達』で、都道府県警察に対して、犯罪捜査において、「日常生活で利用される各種ツール」の使用履歴を把握し「組織的に集約・活用」することを指示しました。これはいったいどういうことでしょうか。私たちは、インターネットで検索したりメール通信を行うときには携帯電話やパソコンを使います。高速道路を利用するときはETC(自動料金収受システム)を、JR東を利用するときには「スイカ」を、「セブン・イレブン」で買い物をするときには「nanaco」を使う人がいると思います。企業は市民が日常生活で使用するような「ツール」(手段)の使用履歴を日々蓄積し保有しているわけです。

例えば、「タスポ」を使用してタバコ自販機を利用すれば、「誰が・いつ・どこで・何を購入したか」のデータが——NTTのFOMAの周波数帯を使って自販機のアンテナから——リアルタイムで日本たばこ協会のデータセンターに送信され蓄積されているといえます。警察庁は、犯罪捜査において、これらの「日常生活で利用される各種ツール」の使用履歴を把握せよと指示しているのです。実際、警察が、裁判所の令状なしに、任意捜査である「照会」で、種々の電子マネーの使用履歴を入手していることが明らかになっています(*2)。いったん警察に「犯罪」に係っているとみなされた人物の日常生活は、携帯電話や電子マネーの履歴の把握をつうじて、丸裸にされてしまいます。そしてその記録は、警察庁のコンピュータに登録・蓄積され、消去されることなく、他の「犯罪情報」と突き合わせされ、利用されていくのです。

(*2) 「あなたはいつでも見られている 電子マネー、携帯電話会社

へのアンケート結果」平田剛士『週刊金曜日』2010年4月9日号

すべての車両の動向を把握

警察庁は現在、全国の主要道路にNシステムの端末(4頁の写真参照)を設置して、走行するすべての車両を、24時間、本人の同意なく撮影し、「どの車が・いつ・どこを・走行したか」を把握しています。警察による国民監視の最たるものがこのNシステムです。裁判所ですら、「今後Nが増える網の目のように張り巡らされ、人々の行動を撮影するならば、それは人権侵害の可能性を帯びたものだ」と判決文で言わざるをえなかったにもかかわらず(第一次Nシステム訴訟 東京地裁判決 2001年2月)、Nシステムの端末はその後もどんどん増えつづけ、2009年度にはなんと倍増しているのです。今回の『通達』は、さらにその増設を指示したものです。

ところが、警察庁はこれまでNシステムの設置台数も運用の実態についても一切明らかにしない態度をとって

ます（*3）。網の目のように張り巡らせたNシステムを他の情報と結びつけ、私たち市民一人ひとりの個人情報・日常生活の把握へと拡大する。警察庁は、このようなことを狙っているのではないでしょう。

（*3）第二次Nシステム訴訟（2007年1月提訴）において、原告側は初めて国⇨警察側にNシステムの端末設置台数を明らかにさせました。しかも、Tシステム（旅行時間計測提供システム）をNシステムに接続していることをも、認めさせました。しかし、国側の姿勢は現在も変わりません。

国民総監視の強化に反対しよう

今秋横浜で開催されるAPEC首脳会議の「警備」の名のもとに、東京メトロの監視カメラのネットワーク化が進んでいます。「テロ対策にも活用」として、2010年度中に、新型の監視カメラを全170の地下鉄駅に設置し、6542台のカメラの画像をイン

ターネット回線で一カ所に送信し把握するといふものです（*4）。

しかし、警察庁が「先進的事例」と宣伝する当のイギリス（*5）では、5月に成立した保守党と自民党の連立政権が、「ID（国民登録証）カード制」の廃止を言明するとともに、「監視カメラが『テロリストや組織暴力の縮小にあまり効果がない』『人権面でのマイナス効果に配慮する必要がある』という理由で、監視カメラの無制限の設置に規制をかける方針を打ち出しました（*6）。

「客観的証拠の収集の徹底」をも口実としてすすめられる国民総監視の強化に、私たちは反対の声をあげる必要があります。

（*4）「読売新聞」夕刊 2010年4月26日付

（*5）「都と政策提携を締結しているロンドン市をはじめ英国国内には、約420万台の防犯カメラが、官民のパートナーシップにより設置・運用され、テロ事犯の特定に威力

を発揮したという事例もある」「こうした先進的事例も踏まえながら、首都東京にふさわしい高精度でスマートなテロ対策を講じていく必要がある」（『10年後の東京』への実行プログラム2008）より）

（*6）「PIJ」【プライベート・インターナショナル・ジャパン 代表 石村耕治】Web BLOG（5月21日付より）

[<http://www.pij-web.net/blog/>]



Nシステム端末 東京都 青梅街道